【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月20日
【会社名】	ソフトバンク・テクノロジー株式会社
【英訳名】	SOFTBANK TECHNOLOGY CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　阿多 親市
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西五軒町13番１号
【電話番号】	03（5206）3316
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　志水 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西五軒町13番１号
【電話番号】	03（5206）3316
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　志水 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年６月20日開催の取締役会において、新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１． 有価証券の種類および銘柄

ソフトバンク・テクノロジー株式会社新株予約権証券

２．発行数

新株予約権3,070個（新株予約権１個につき普通株式100株）

ただし、割当予定者が新株予約権割当日において当社取締役または従業員たる地位を失っている場合、または割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない 場合は、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当し ない。

４．発行価額の総額

未定

５．新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

普通株式 307,000株

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

当社は種類株式発行会社ではなく、単元株式数は100株である。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる対象株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調 整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる対象株式の数についてのみ行われるものとする。

調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う 株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、そ の他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

６．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

未定

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権１個当たりの金額は、次により決定される１株当 たりの価額（以下「行使価額」という。）に２.に定める１個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日 の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上 げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値） を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増 資、新株予約権券の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた１円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における 「新規発行株式数」は「処分自己株式数」「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予 約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

7．新株予約権の割当日

平成24年７月５日

8．新株予約権の権利行使期間

平成26年６月21日から平成30年６月20日までとする。

9．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了または定年により退任または退職した場合、死亡後10ヶ月以内に所定の相続手続が完了した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。ただし、以下の各区分における行使可能な新株予約権の個数が３の整数倍とならない場合は、その個数を３の整数倍となるまで切り上げる。

ア） 行使期間開始後平成27年６月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権の４分の１を限度として権利を行使することができる。

イ） 平成27年６月21日から平成28年６月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権の４分の２を限度として権利を行使することができる。

ウ） 平成28年６月21日から平成29年６月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権の４分の３を限度として権利を行使することができる。

エ） 平成29年６月21日から平成30年６月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権のすべての権利を行使することができる。

③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

④ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株券を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

11．新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

12．新株予約権の取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という。）の人数およびその内訳

合計46名であり、その内訳は次のとおりであります。

当社取締役　６名　1,000個

当社従業員　42名　2,070個

13．勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

14．勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

（１）新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が９.に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

（２）新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

① 新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社ならびに当社子会社の取締役または従業員でなくなったとき。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が、新株予約権行使期間到来前に死亡したとき。

③ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申した場合。

15．組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。） の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。